

令和7年度農業の魅力発信及び就農準備支援に係る動画制作業務委託仕様書

本仕様書は、愛知県（以下「甲」という。）が発注する「農業の魅力発信及び就農準備支援に係る動画制作業務（以下「本業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和7年度農業の魅力発信及び就農準備支援に係る動画制作業務

2 業務の目的

本県の人口は2019年をピークに減少し始め、人口減少地域は県内全域に広がっており、人手不足が深刻な問題となっている。

産業別に就業者数をみると、特に農林水産業が他産業と比較して大きく減少しており、人口減少は農山漁村で先行している。また、農林漁業従事者の高齢化も進んでいることから、今後、減少幅はさらに拡大していくと推測される。農林漁業が主な基幹的産業である地域にとって、担い手の減少は地域の存続に直結する深刻な問題となっており、人口減少・高齢化が先行する農山漁村を中心とした地域を維持・活性化するために、農林漁業の担い手の確保・育成が急務となっている。

そのためには、農林漁業に関心を持つ若者、女性、外国人など多様な人材や企業を積極的に呼び込み、雇用の創出と所得の向上を図ることが重要であり、多様な人材の、多様な働き方（新規就農（雇用就農含む）、半農半X、パート・アルバイトなど）に合わせた就業をサポートし、地域の人々と共に地域の強みや資源を活用し、創意工夫を凝らしてチャレンジできる地域づくりを進めていく必要がある。そこで、愛知県では、誰でも簡単にアクセスでき、必要な情報をタイムリーに得られるオンラインプラットフォームを整備し、若者や女性など幅広い人材確保に向けた動画情報、就業関連情報、AIを活用した就業相談、農地情報の提供などのデジタルコンテンツを実装し、就業・参入促進、相談機能強化、就業後の定着支援を実施する。

本業務は、このオンラインプラットフォームに掲載する動画を制作するものであり、愛知県の農業の魅力・特徴の発信、新規就農した先輩農家の体験談、愛知県での就農の流れ及び関連情報を紹介するものである。なお、動画は動画共有サービス等から農林漁業就業支援オンラインプラットフォームへ誘導するための広告としても活用する。

3 委託期間

契約日から令和8年（2026）年3月31日（火）までとする。

4 委託金額

4,884,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

5 業務内容

（1）愛知県の農業の魅力・特徴を発信する動画コンテンツ（動画①）の制作

ア 視聴者が本県農業の魅力・特徴を感じることができる映像を撮影し、2～3分程度の動画コンテンツに編集する。コンテンツには解説テロップ、ナレーションを組み込むものとする。農業に漠然とした興味がある層、農業を知らない都市住民などから、就農を検討し始めた人まで幅広い層をターゲットとし、例えば、愛知県は製造業だけでなく農業も盛んで、キャベツ、大葉、キクなど産出額全国1位の品目があり、野菜や花、果樹など多種多様な品目が生産されていること、

ブランド化された品目・品種や、県内各地域で特徴ある農業が行われていることを紹介するものとする。なお、撮影対象は乙が提案し、甲と協議して決定するが、その場合の謝金等を含めた経費は乙が支払うものとする。

イ コンテンツの内容については、あらかじめ甲の承認を得ることとし、甲から補正の指示があった場合は速やかに応じること。

ウ 動画コンテンツは YouTube 等の外部プラットフォームにアップロードし、農林漁業就業支援オンラインプラットフォームの Web サイト内に埋め込む形で掲載することを想定した編集方法とすること。

エ 広告配信用の 15 秒、30 秒のショート版も作成すること。

(2) 新規就農事例を紹介し、愛知県で就農することの魅力発信する動画コンテンツ（動画②）の制作

ア 愛知県で新規就農を果たした先輩農業者を撮影し、愛知県で就農することの魅力を紹介する 10～15 分程度の動画コンテンツに編集する。コンテンツには解説テロップ、ナレーション、BGM を組み込むものとする。農業に漠然とした興味がある層、農業を知らない都市住民などから、就農を検討し始めた人まで幅広い層をターゲットとし、例えば、新規就農者にスポットを当て、就農への決意、就農準備、農業をはじめて壁を乗り越えながらも、充実した日々を送る姿を紹介するなど、ドキュメンタリー仕立てとする。なお、撮影対象は乙が提案し、甲と協議して決定するが、その場合の謝金等を含めた経費は乙が支払うものとする。

イ コンテンツの内容については、あらかじめ甲の承認を得ることとし、甲から補正の指示があった場合は速やかに応じること。

ウ 動画コンテンツは、愛知県農業水産局水産課ユーチューブチャンネル suisana (Web ページ URL : <https://www.youtube.com/@suisana7210>) で公開されている動画「あいちの漁業魅力発信」の内容を参考にして、同じ趣向の動画として農林漁業就業支援オンラインプラットフォームの Web サイトに並べて公開できるようにすること。

エ 動画コンテンツは YouTube 等の外部プラットフォームにアップロードし、農林漁業就業支援オンラインプラットフォームの Web サイト内に埋め込む形で掲載することを想定した編集方法とすること。

オ 広告配信用の 15 秒、30 秒のショート版も作成すること。

(3) 就農準備の流れを紹介する動画コンテンツ（動画③）の制作

ア 甲が作成した就農までの道すじ、課題、決めるべきこと、支援制度、相談先などの資料を、アニメーションや写真素材、テロップを使って詳しく説明する 40 分程度の動画コンテンツを作成する。コンテンツにはナレーションを組み込むものとする。実際に就農準備を始めた者、就農相談を行っている者を対象とし、必要な事柄の理解度が高まるようにする。

イ コンテンツの内容については、甲から補正の指示があった場合は速やかに応じること。

ウ 動画コンテンツは複数のチャプターに分割し、YouTube 等の外部プラットフォームにアップロードし、農林漁業就業支援オンラインプラットフォームの Web サイト内に埋め込む形で掲載することを想定した編集方法とすること。

(4) 就農準備の流れを紹介する動画コンテンツ（入門編）（動画④）の制作

ア 動画③就農準備の流れを紹介する動画コンテンツをベースとし、就農を前向きに検討し始めた人、情報収集中の者に対して、愛知県では相談・サポート体制が整っていることを知ってもらう

動画コンテンツを作成する。アニメーションや写真素材、テロップを使って詳しく説明する2～3分程度の動画コンテンツとする。コンテンツにはナレーションを組み込むものとする。

イ コンテンツの内容については、あらかじめ甲の承認を得ることとし、甲から補正の指示があった場合は速やかに応じること。

ウ 動画コンテンツは YouTube 等の外部プラットフォームにアップロードし、農林漁業就業支援オンラインプラットフォームの Web サイト内に埋め込む形で掲載することを想定した編集方法とすること。

(5) 広告配信業務

- ・作成した動画コンテンツ①②を用いてYouTube広告を配信し、農林漁業就業支援オンラインプラットフォームのWebサイトへ誘導すること。
- ・広告配信のターゲットは農業を始める予定の「検討層」、農業に興味がある「関心層」向けに広告配信を実施すること。
- ・広告配信実施時期は動画公開後から業務完了までの間、スポットで行うものとする。

(6) 会議の開催・参加

ア 定期打合せ

事業の実施にあたっては、甲と定期的に会合を持ち、進捗情報の報告、スケジュール等の調整、課題や問題点の解決等について情報交換と報告を実施すること。乙は、資料を作成し、会議後に議事録を作成するものとする。

イ キックオフ・検討会

令和7（2025）年10月20日（月）・21日（火）に、愛知県内の会議室（会場未定）にて開催される農林漁業就業支援オンラインプラットフォーム構築事業の「キックオフ・検討会」に参加すること。参加者は、甲、乙および甲が指定する構築業者等とする。当該会議では、関係者間の意識共有、スケジュールの確認、全体業務の把握を行う。乙は、当該会議に先立ち、協議用資料を作成し、会議当日に意見交換を行うものとする。

6 動画コンテンツの作成・公開時期

- ・動画①又は動画②のいずれかは令和8（2026）年1月下旬の農林漁業就業支援オンラインプラットフォームの公開時期に合わせて公開する。
- ・残りの動画は令和8（2026）年3月中旬に公開する。

※公開時期に関して、上記はあくまで現時点での想定であり、甲乙協議のうえ決定するものとする。

7 実施計画書及び報告書の提出

- (1) 乙は、契約締結後遅滞なく、乙が提案した企画提案書を基に、具体的な業務内容について、甲と協議の上、「実施計画書」（任意様式）を作成して甲に提出すること。
- (2) 乙は、委託業務完了後、以下の成果物を甲に提出するとともに、甲の検査を受けること。
 - ア 委託業務実績報告書（任意様式）
 - イ 動画コンテンツの電子データ（委託業務実績報告書を含む）
 - ウ その他、甲が指示したもの
- (3) 甲は、必要がある場合は、乙に対して業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

8 権利の帰属

委託業務の成果に関するすべての権利（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は甲に帰属するものとする。

ただし、乙が自己の所有する映像、写真、音楽その他の知的財産（以下「乙既存資産」という）を、本業務遂行のために甲と協議の上、有償または無償で提供した場合には、当該乙既存資産に関する権利は乙に帰属するものとし、甲は当該範囲について非独占的かつ再許諾不可の使用権を有するものとする。

9 委託料の支払

全業務完了後の精算払とする。

10 留意事項

- (1) 乙は、本業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置くとともに、適正な人員を配置することとする。
- (2) 甲は、本業務の実施に随時立ち会うことができるものとする。
- (3) 本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。
- (4) 本業務を遂行する上で必要となる一切の経費は受託者の負担とする。
- (5) 各業務上で撮影が必要な場合は、事前に施設等の管理者等に撮影及び撮影した画像・動画配信の許可を得ること。
- (6) 乙が動画コンテンツを作成するために取材等により撮影したクリエイティブについて、両者協議により、甲に提供が可能であるクリエイティブ（著作権、肖像権等を侵害しないもの）は、撮影終了後に甲に提供し、契約期間終了後も必要に応じて改変等するなどして、甲が使用できるものとする。
- (7) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を利用するときは、乙が法律上の権利問題を解消した上で使用すること。
- (8) 契約書及び本仕様書に明記されていない事項については、乙は甲と協議し、その指示に従うこと。また、業務の遂行において実施内容等について変更があった場合や疑義が生じた場合にあっては同様とする。
- (9) 事業の実施に当たって、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取り扱いに万全の対策を講じること。本業務の遂行に当たり知り得た情報を、甲の許可なく他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。